



換地委員会の役割

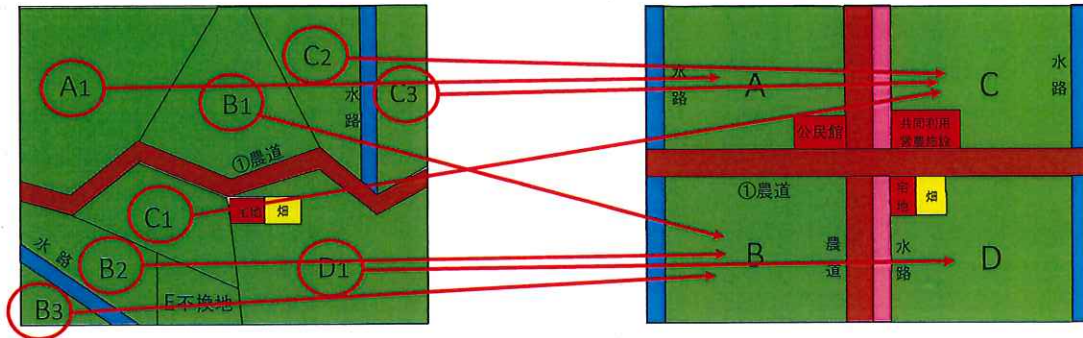
1. 換地とは

- 換地とは、ほ場整備のような、土地区画を変える工事に合わせ、土地の所有者等を決め直すことです。
 - 換地の目的は、耕作者ごとに農地を出来るだけ連続させて営農の効率を上げることです。
 - 水路や農道などの土地改良施設や河川や道路などの国有地の再配置を行い、利用しやすくします。増加した土地改良施設の面積は、皆さんのほ場の面積を減歩して充当します。換地後の面積の増減は、換地処分後に清算金の徴収・支払いを行います。
-



換地の例

工事前 (従前の土地) ➡ **工事後** (換地)

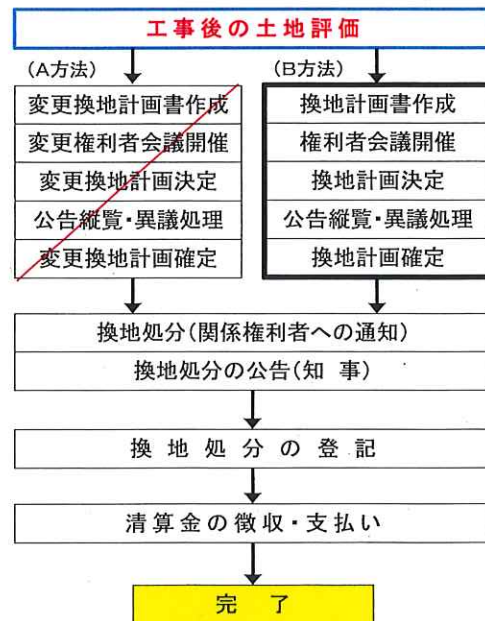
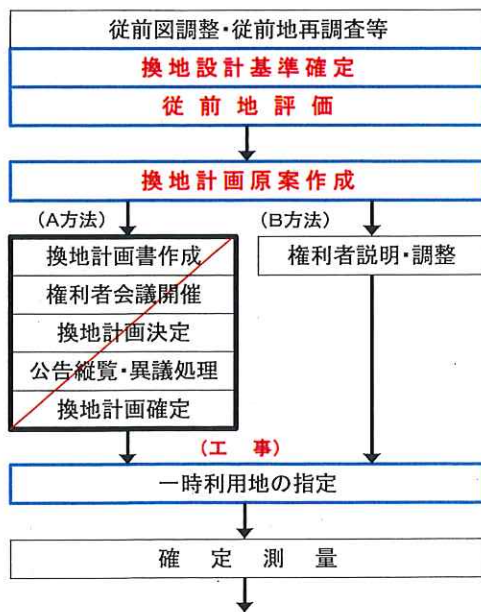


Eさんは不換地申出のため換地対象にならない

換地業務

地区採択後

北海道ではB方法が多く採用されています。



換地委員会の役割

換地委員会設置

必要性

国営事業における換地計画等の**計画立案を公平かつ適切に行うために設置する**

主な業務

換地委員は、旭川市長から委嘱を受け、**換地計画の主要な業務について答申を出す**

運営

換地委員会の運営は、旭川市換地委員会条例及び各地区の換地委員会設置要綱並びに会議ルールによる

換地委員の役割

換地委員とは、換地における地域の代表者です。

委員の役割は、換地における土地の評価や、換地について各農家等の意見を調整し、公平に定めていくお仕事です。



委員の心得として

組合員の権利関係に直接ふれるものであることを自覚し、計画について利己的に傾いたり、人によって差別をつけたり未確定な計画案を洩らしたりして、計画に対する信頼性を失わないよう努めなければなりません。

換地委員の選任



イ)選任人数 聖和換地区7人

ロ)委員の任期 令和2年6月27日から事業完了迄

ハ)業務の頻度 換地委員会会議 毎年度5回程度

二)報酬 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき、皆様への報酬は日額7,700円(遠方出張の場合は日当・旅費相当額)をお支払いします

換地委員の主要な業務



①換地設計基準の確定(換地の基本方針)

<内容>

- ・地積の基準
- ・土地の評価方法
- ・換地交付率の算出
- ・特殊地の扱い
- ・換地選定の方法
- ・一時利用地の指定方法

換地業務の円滑な推進を図る

換地委員の主要な業務



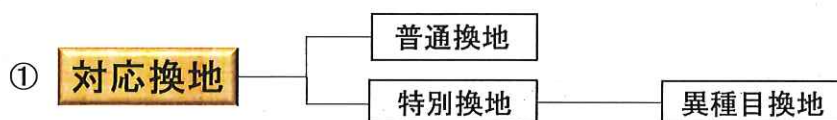
②土地評価基準及び評価(従前及び換地)

土地の評価基準表を作成する
従前地・換地の土地の評価調査を行う

照応の原則を遵守

財産権の公平性を確保

換地の三原則



普通換地の要件

- ① 区域区分の原則
- ② 照応の原則
- ③ 地積増減2割未満の原則

特別換地は

上記要件を満たさないものは
関係権利者全員から**特別換地同意書**を得る

換地委員の主要な業務



③換地計画原案の作成

換地選定を行う

農地の**集団化**を図る目的

権利者の不利益・不均衡が生じないように考慮する

原案を基に工事が行われる

換地委員の主要な業務



④一時利用地指定計画案の作成

指定作業を行う

換地処分までの期間、新たな区画を耕作する
又は従前地を使用しないことを示す

原案に基づき指定する

換地委員の主要な業務



⑤その他必要な事項

啓蒙普及の推進

地域の合意形成

1. 換地制度の周知
2. 農地の集積及び集団化

関係農家調整

苦情等の対応

換地選定、一時利用地
指定等における説得など

最後に・・・

換地業務をスムーズに推進するには・・・
関係する全ての人の協力が必要です。

